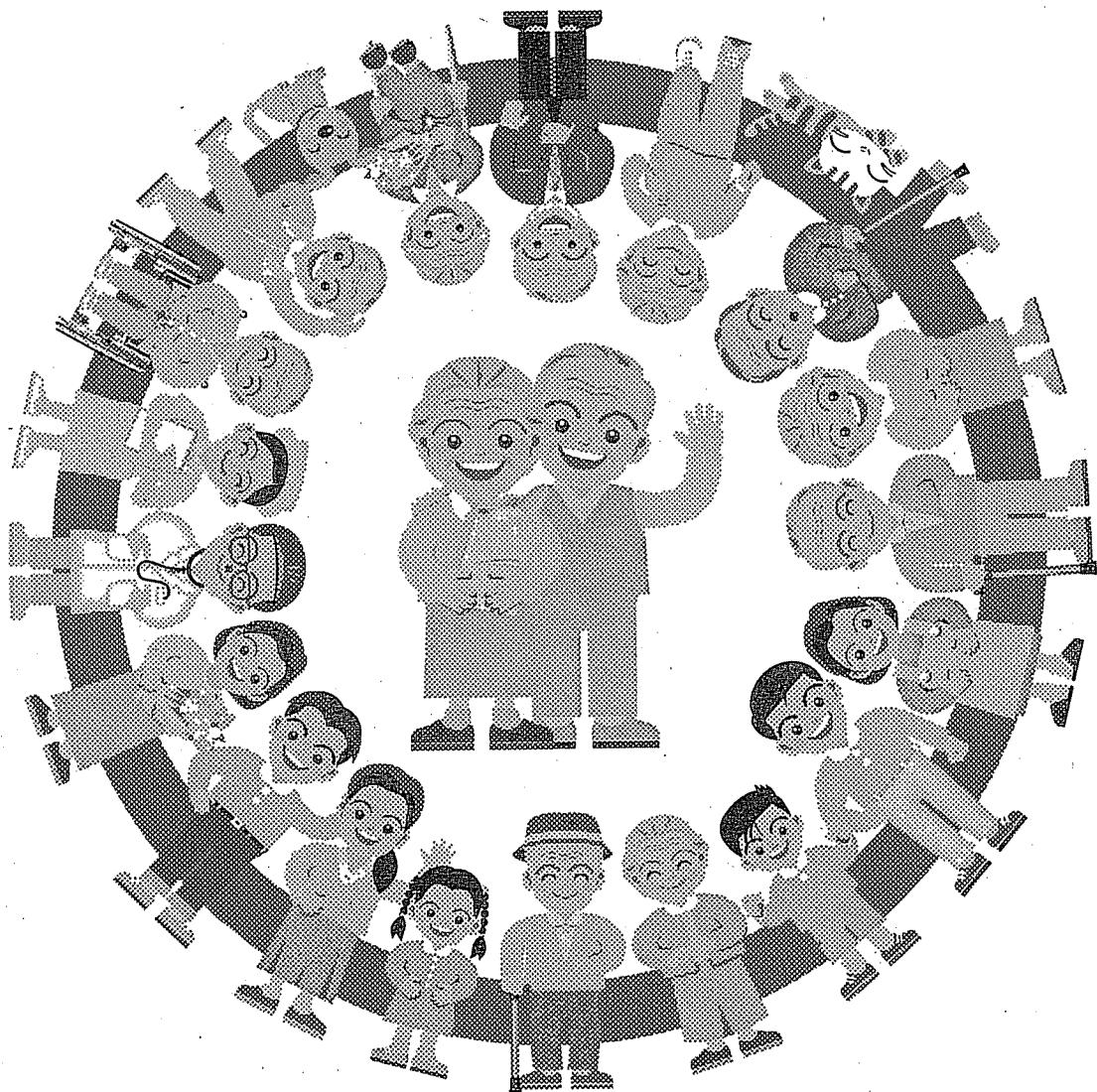


高齢者虐待マネジメントハンドブック



福井県
福井県介護支援専門員連絡協議会

発刊にあたって

平成15年暮れに、福井県から本県における高齢者の諸問題、特に虐待に関する調査研究をやってもらえないかという打診がありました。この虐待問題は、介護支援専門員が活動する現場において突出した場面に遭遇する場合もあれば、水面下でうごめいている場合もあり、いずれにしましても介護支援専門員として正面から受け止めていかなければならない問題でありました。

早速、「在宅高齢者の諸問題に関する調査委員会」を立ち上げ、松山委員長を中心に、1年間かけて福井県における独自の高齢者の諸問題に関する調査研究を行いました。この結果は、全国介護支援専門員連絡協議会第1回研究大会において報告し、また新聞紙上にも取り上げられるなど大きな反響をよんだところあります。

その後、県からこの調査研究をもとにしたハンドブック作成の委託を受け、さらに1年間かけて調査研究を重ね、この「高齢者虐待マネジメントハンドブック」を発刊することとなりました。

この2年間、各委員には、多忙な介護支援専門員としての業務の合間に縫って、鋭意調査研究、ハンドブック作成に努めていただきました。

当ハンドブックが、介護支援専門員のみならず在宅高齢者の相談・支援に携わっている皆様の座右となり、折にふれ役立つこととなれば幸いです。

終わりに、福井県の介護保険制度がますます実りある方向に発展していくことを祈念しまして、巻頭言といたします。

平成18年3月

福井県介護支援専門員連絡協議会

会長 加藤 初夫

はじめに ～このハンドブックを作成に至った経緯～

われわれ介護支援専門員の日々の相談や支援業務は、利用者の個々のニーズを把握し自立した在宅生活の実現を支えていく中で、対応は多岐にわたり現場で困難事例に行き当たり悩むことがあります。特に、虐待を含む処遇困難事例に対する支援は、介護支援専門員にとって非常に大きな課題でした。

そこで、福井県介護支援専門員連絡協議会では、平成16年度から2年間にわたり、福井県から委託を受けて、「在宅高齢者の諸問題に関する実態調査」を行い、「高齢者虐待マネジメントハンドブック」作成に取り組みました。

平成16年度の「在宅高齢者の諸問題に関する実態調査」では、われわれの予想を超えた多くの貴重な意見を得ることができ、日頃の業務の中で多くの困難事例を抱え苦労されている実態とその課題に対する関心の高さがうかがわれました。その結果を平成17年3月に報告書として取りまとめるとともに、本ハンドブックの中でも紹介させていただいております。

平成17年度の「高齢者虐待マネジメントハンドブック」作成は、前年度の実態調査で明らかになった課題の1つである「高齢者虐待ケースに対する支援マニュアルの作成」に対応して取り組んだものです。

このハンドブックは3部構成とし、「I 高齢者虐待への理解」で、高齢者虐待の定義と本県における高齢者虐待の現状、「II ケアマネジャーからみた高齢者虐待への対応マニュアル」で、介護支援専門員の虐待に対する意識向上、対応の均質化を図るための対応方法と関連制度、「III 高齢者虐待の予防」で予防や早期発見に必要なものや求められるものを盛り込みました。特に、「II ケアマネジャーからみた高齢者虐待への対応マニュアル」では、高齢者虐待への対応方法を実際の困難事例の支援に照らし合わせてリンクさせ、より具体的にイメージを湧かせて実践に活かせられるよう工夫しました。

これまでには、嫁・姑等家族の問題は家庭内で解決するのが慣習でしたが、高齢者の増加や介護者の高齢化、家族基盤の脆弱化、経済問題等様々な問題を内包しており、一家族の問題にはとどまらず社会全体で見守り・支え合うことが必要になっていると思われます。これは、平成18年4月から施行される「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の中でも示されました。

このハンドブックは、利用者の一番身近な立場で高齢者虐待の発見者になりうる現場の介護支援専門員対象に作成しましたが、これを機会に他職種との連携を円滑にし、介護支援専門員のみならず在宅高齢者の相談・支援に携わる多くの関係者の業務の参考になれば幸いに思います。

福井県介護支援専門員連絡協議会 副会長
在宅高齢者の諸問題に関する調査委員会 委員長
松山 俊也

目 次

I 高齢者虐待への理解

1 高齢者虐待の定義	3
2 高齢者虐待の実態 平成16年度「在宅高齢者の諸問題に関する調査」報告書より	4
3 高齢者虐待の発生要因	7
4 高齢者虐待が発見されにくい理由と今後の対応	8

II ケアマネジャーからみた高齢者虐待への対応マニュアル

1 高齢者虐待の発見	11
2 高齢者虐待への対応	12
(1) 高齢者虐待に関する相談、支援体制図	12
(2) 高齢者虐待への対応方法	13
(3) 虐待事例の掲載	21
(4) 関連制度 ア 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	33
イ 老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」について	38
ウ 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業	39
エ DV法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	40
オ 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	40
III 高齢者虐待の予防	43

I 高齢者虐待への理解

1 高齢者虐待の定義

平成18年4月1日に施行される「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という)では、高齢者に対して行われる、家庭における養護者や施設の従事者による、①身体的虐待 ②心理的虐待 ③性的虐待 ④世話の放棄・放置・怠慢(ネグレクト) ⑤経済的虐待を、「高齢者虐待」として位置付けている。定義や具体的内容等は以下のとおりである。

	定 義	具 体 例
身体的虐待	養護者が、高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	<ul style="list-style-type: none">平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させるベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用せしめたりして、身体拘束・抑制する 等
心理的虐待	養護者が、高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	<ul style="list-style-type: none">排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる怒鳴る、ののしる、悪口を言う侮辱を込めて、子供のように扱う高齢者が話しかけてくるのを意図的に無視する 等
性的虐待	養護者が、高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	<ul style="list-style-type: none">排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するキス、性器への接触、セックスを強要する 等
世話の放棄・ 放任・怠慢 (ネグレクト)	養護者が、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等養護を著しく怠ること	<ul style="list-style-type: none">入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない 等
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	<ul style="list-style-type: none">日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない本人の自宅等を本人に無断で売却する年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

2 福井県における高齢者虐待の実態（平成16年度「在宅高齢者の諸問題に関する調査」より）

平成16年度「在宅高齢者の諸問題に関する調査」の概要

- 在宅介護を困難にしている虐待や認知症等を含む諸問題の現状について、その特徴や要因を調査し、今後の施策の展開に資することを目的に、福井県から委託を受けて福井県介護支援専門員連絡協議会が平成16年度に調査を実施した。
- 調査対象とした県内の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所303ヶ所に対し、対応困難を感じた事例についてのアンケート調査（一次調査）を実施し、その中で最も多かった「虐待事例」で、追跡調査が可能な19事例に対して、聞き取り調査（二次調査）を実施した。さらに、これらの調査結果をもとに、検討会を開催し、以下の結果を得た。
- なお、本調査における虐待の位置付けは、平成15年11月に厚生労働省が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を参考にしている。

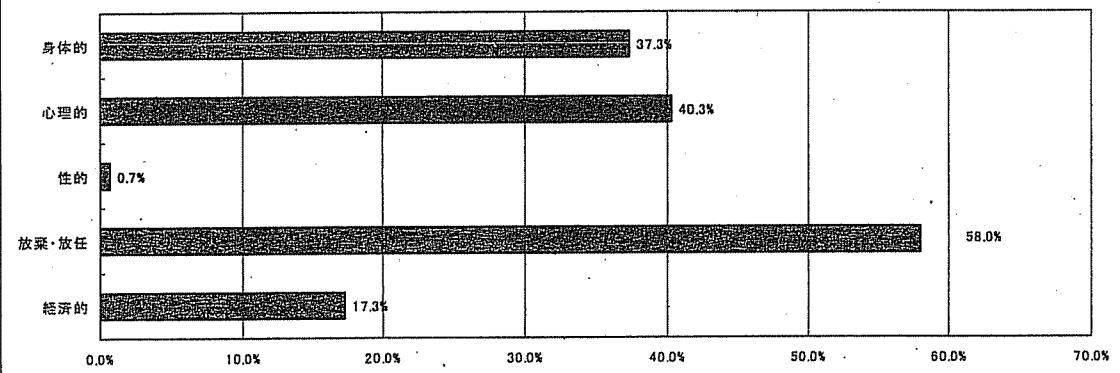
（1）アンケート調査（一次調査）の結果

ア 高齢者虐待の状況

処遇困難事例に関わったことのあるケアマネジャーは県内に687人おり、そのうち高齢者虐待事例に関わったものは127人（18.5%）で、295件の事例があった。

その状況については、「世話の放棄・放任・怠慢」が一番多く58.0%、次いで「心理的虐待」が40.3%で、「身体的虐待」は37.3%であった（図1）。

図1 虐待の状況



イ 虐待を受けている高齢者の状況

（ア）年齢、性別

虐待を受けている高齢者の年齢について、「80歳代」が49.2%で最も多く、次いで「70歳代」が29.5%、「90歳代」が14.9%となっている。

性別については、「男性」24.4%、「女性」72.5%であった。

（イ）認知症の有無

虐待を受けている高齢者の認知症の有無について、「認知症あり」が64.4%、「認知症なし」が33.2%であった。

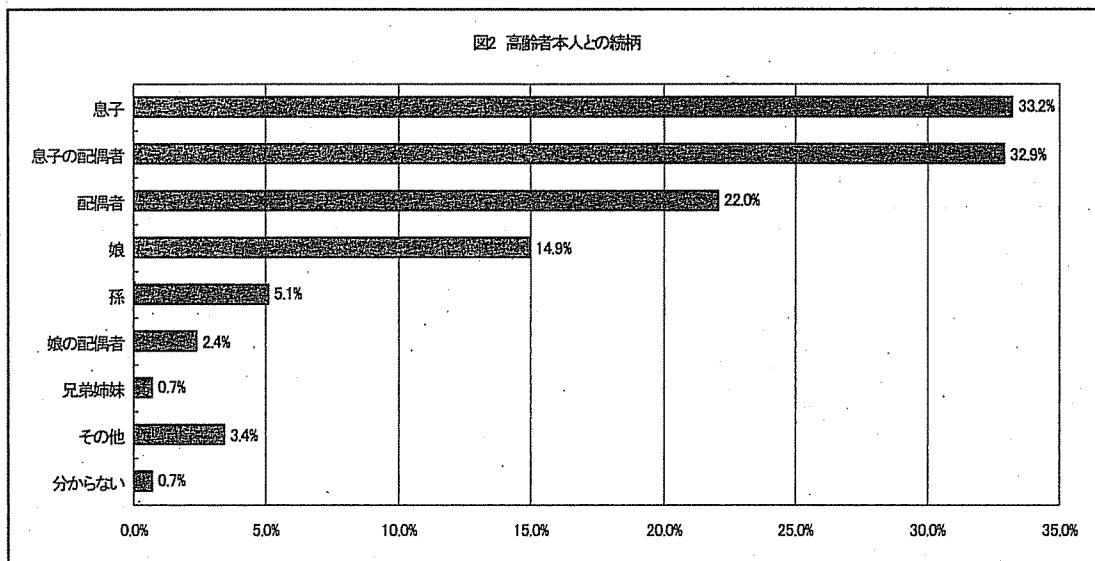
（ウ）虐待を受けている高齢者の自覚

高齢者本人に虐待されている自覚があるかどうかを尋ねたところ、「自覚あり」が45.1%、「自覚なし」が32.5%で、「自覚あり」という回答が多かった。

ウ 虐待をしている者の状況（複数回答）

（ア）高齢者との続柄

虐待をしている者は「息子」が33.2%と最も多く、次いで「息子の配偶者（嫁）」が32.9%、「配偶者」が22.0%であった（図2）。



（イ）虐待をしている者の自覚

虐待をしている者に虐待している自覚があるかどうかを尋ねたところ、「自覚あり」が23.1%、「自覚なし」が47.8%で、「自覚なし」という回答が多かった。

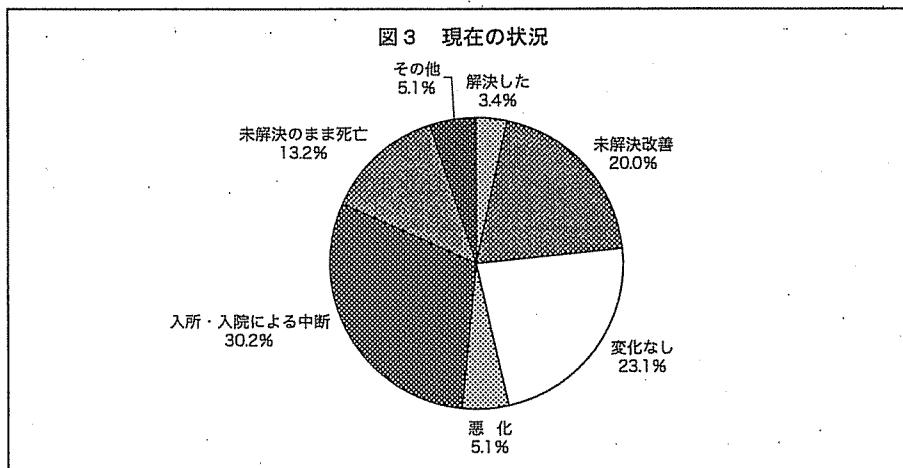
エ 高齢者虐待の発生要因

記入者に「本事例で高齢者虐待が発生した要因として考えられることは何か」と尋ねたところ、「当人同士の人間関係」が53.6%、次いで「家族を取り巻く環境」が42.0%、「虐待をしている者に原因」が40.0%、「虐待を受けている高齢者に原因」が23.7%であった。

また、いくつもの要因が複雑に絡んで高齢者虐待が発生しているケースが多く見られた。

オ 介入後の状況

ケアマネジャーの介入後の状況については、「入院・入所により中断」が30.2%と最も多く、次いで「変化なし」が23.1%、「解決に至らないが改善している」が20.0%であった（図3）。



(2) 検討結果

ア 高齢者虐待事例に対する対応

一次調査、二次調査を検討した結果、高齢者虐待事例に対するケアマネジャーの対応としては以下のことが見られた。

- ① 行政機関に相談
- ② 地域ケア会議で事例を検討
- ③ 相談する所がない、または、わからないため自分で解決

イ 対応困難となる要因

高齢者虐待事例において、ケアマネジャー等支援者が対応や解決困難に陥る要因としては、次の4点が考えられた。

- ① 虐待の要因が複数絡んでいる。
- ② これまで培ってきた長い生活歴や人間関係が高齢者虐待に大きく関与することが多く、高齢者が一方的に虐待を受けているとは限らない。
- ③ 高齢者、介護者、支援担当者間で、虐待に対する理解や認識に隔たりが生じやすく、一貫した対応が行いにくい。
- ④ 高齢者虐待を抱える担当ケアマネジャーへの支援体制が不十分である。

(3) 支援体制・施策への期待

高齢者虐待事例を解決、改善するために期待する施策への意見をまとめた結果は以下のとおりである。

ア 相談窓口の設置

各地域ごとに高齢者虐待に関して専門の窓口を設置することが望ましい。

イ 緊急時における入所施設の確保

虐待を受けている高齢者を、特別養護老人ホームやショートステイに、緊急優先的に入所させる体制整備が必要である。

ウ 高齢者虐待ケースに対する支援マニュアル作成

ケアマネジャーがケースへの対応に迷いが生じないよう、具体的な指針を明記したマニュアルが必要である。

エ 高齢者虐待防止に関する啓蒙活動及び研修の実施

一般市民や関係機関の職員及び専門的に相談業務に関わる関係者の認識を高める活動が望まれる。

3 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待は、高齢者と介護者の間でとれていたバランスが、両者的心身の状態や性格、疾病、経済困窮状態などにより崩れ、そこに過去の相互の複雑な関係が影響しあって起きている。また、これまでしっかりしていた高齢者が認知症などの発症により、両者の力関係が逆転して起こる場合もある。

なお、高齢者虐待の要因は単独の場合もあるが、実際には複雑に絡み合うケースが多いことが、福井県の在宅高齢者の実態調査でも見られている。一つ一つの要因と向き合いつつ、総合的な視点で目標設定を行い、対応していくことが支援者に求められる。

高齢者虐待の発生要因

虐待者側の問題	被虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ・介護知識や技術、介護意識の欠如・他疾病、障害など（精神疾患、認知症含む）・高齢者の身体機能低下や認知症であることの受け入れができない・性格（自己中心的）・介護負担による心身のストレス・就労、遠方居住などのために十分な介護ができない・収入不安定、無職・アルコール依存・精神不安定、潔癖症・高齢者介護に対する価値観・金銭の管理能力がない・ギャンブルなど・借金、浪費癖がある・相談者がいない・親族からの孤立	<ul style="list-style-type: none">・虐待をしている者との以前からの人間関係の悪さ、悪化・性格（頑固、強引、自己中心的）・認知症の発症・悪化・要介護状態・他疾病、障害など・在宅生活への強い固執・加齢や怪我によるADL（日常生活動作）の低下・判断力の低下、金銭管理能力の低下・収入が少ない・借金・浪費癖がある・精神不安定な状態・整理整頓ができない・相談者がいない	<ul style="list-style-type: none">・家族関係、親族関係の悪さ、無関心、孤立・サービス利用にお金がかかる・近隣、社会との関係の悪さ、孤立・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）・家屋の老朽化、不衛生・人通りの少ない環境・暴力の世代間・家族間連鎖

4 高齢者虐待が発見されにくい理由と今後の対応

福井県における在宅高齢者の実態調査では、虐待を受けている高齢者は「80歳以上の高齢者」、「認知症のある高齢者」、「女性」が多く、また、「家の中のもめごとを外に出したがらない」という傾向が見られている。これは全国的な傾向でもある。

高齢者虐待は、早期発見・早期介入を行うことが重要であるにも関わらず、以下の理由から虐待が発見されにくいことが考えられる。

(1) 介護者、高齢者ともに、虐待が閉鎖的に行われ、周辺地域に知られない。

ア 虐待をしているという自覚がない介護者が多い。

介護者は「自分なりにちゃんとやっている」と思っているのだが、介護知識や技術の不足、介護力の低下（老老介護など）からくる「不十分な介護」との違いが曖昧である。

イ 虐待への自覚があり「悪いことだ」と感じており、世間に知られないように事実を隠す。

ウ 介護者から虐待を受けている高齢者は、外に助けを求めることが難しい場合がある。

虐待を受けている高齢者は、虐待をしている者（息子や嫁など）の介護を受けているため、第三者に虐待を相談した後の仕返しを恐れて、高齢者自身が黙ってしまう。

また、高齢者自身が、世間体を気にして「家」を重視する結果、虐待を隠して助けを求めることがある。

(2) 民生委員や近隣の住民等は高齢者虐待に関与しにくい。

ア 虐待に対する知識や認識がまだ普及しておらず、虐待か否か、行政の介入が必要かどうかの判断が困難である。

イ 虐待の要因に家族関係が絡むことが多いため、家族間の関係修復の見通しを持つことが難しく、第三者が積極的に関わることに躊躇する場合がある。

ウ 虐待は、家庭内で起こっている問題と捉えがちであり、プライバシー保護の観点からも、第三者が積極的に関わることに躊躇する場合がある。その理由の一つとして、行政やケアマネジャー等には守秘義務が課せられていることが住民に知られていないことがある。

(3) 行政機関との強力な連携体制が必要である。

これまで市町村によっては、虐待に対して適切な介入を行うネットワークの構築が不十分なために、相談したケアマネジャーが対応に苦慮する一方で、行政の適切な介入により充分に対応できた事例もあった。

今後は、「高齢者虐待防止法」により、市町村長が認めた場合、地域包括支援センターの職員等が訪問や調査を行い、高齢者虐待に積極的に関わることとなっている。また、家族が正当な理由がないのに立ち入り調査を拒否したり、妨げたり、質問に答えなかつたり嘘を言った場合は、罰金が科せられる等、高齢者虐待に対して積極的な介入が法律で定められた。

ケアマネジャーは、虐待やその疑いを早期に発見し、地域包括支援センターや行政に情報提供し、早期対応・解決につなげることが求められてくる。

II ケアマネジャーからみた高齢者虐待への対応マニュアル

「高齢者虐待への対応方法」に書かれている番号の活用方法

※1 「高齢者虐待への対応方法」のP14～17に書かれているコード番号101～139は、P21～30に掲載されている虐待事例の【経過】の右側（リンク）に書かれている番号を示しています。事例を見る際に、「高齢者虐待への対応方法」も合わせてご覧ください。

ア 通報・相談

(ア) 通報・相談時の状況把握 101
通報・相談時に、その内容からおおむねその状況を把握し、必要な情報は何か、その情報は誰がどのように集めるのかというところまで判断する。

(イ) 緊急性の判断 102
緊急な対応が必要なか状況の見極めを行う。また、相談者の情報不足、先入観、偏見等により相談内容と事実が異なる場合があるので、様々な展開を想定して対処を考えていく。

(ウ) 求めている支援内容の把握 103
直接的な支援を求めていたのか、話を聞くの相談・支援関係につなげていくよう心がけた。

【経 過】

(1) 初期支援(1) 初期支援
長女が、このケースのキーパーソンであると判断して、支援を展開していくことにする。

市役所の福祉担当者に相談してアドバイスを受け対処していくことにした
各方面的支援が必要なケースと思われたため、アセスメント後、関係によるケアカンファレンスを開き今後の支援方針の検討を行った。
カンファレンスの方針にて、長女とともに地域の保健センターで精神科医のアドバイスを受ける。
医師より「夫の訴えを無視しない」という指示を受けて、長女の様にしていた答えが見つかり、それ以後の対処方針が決まった。

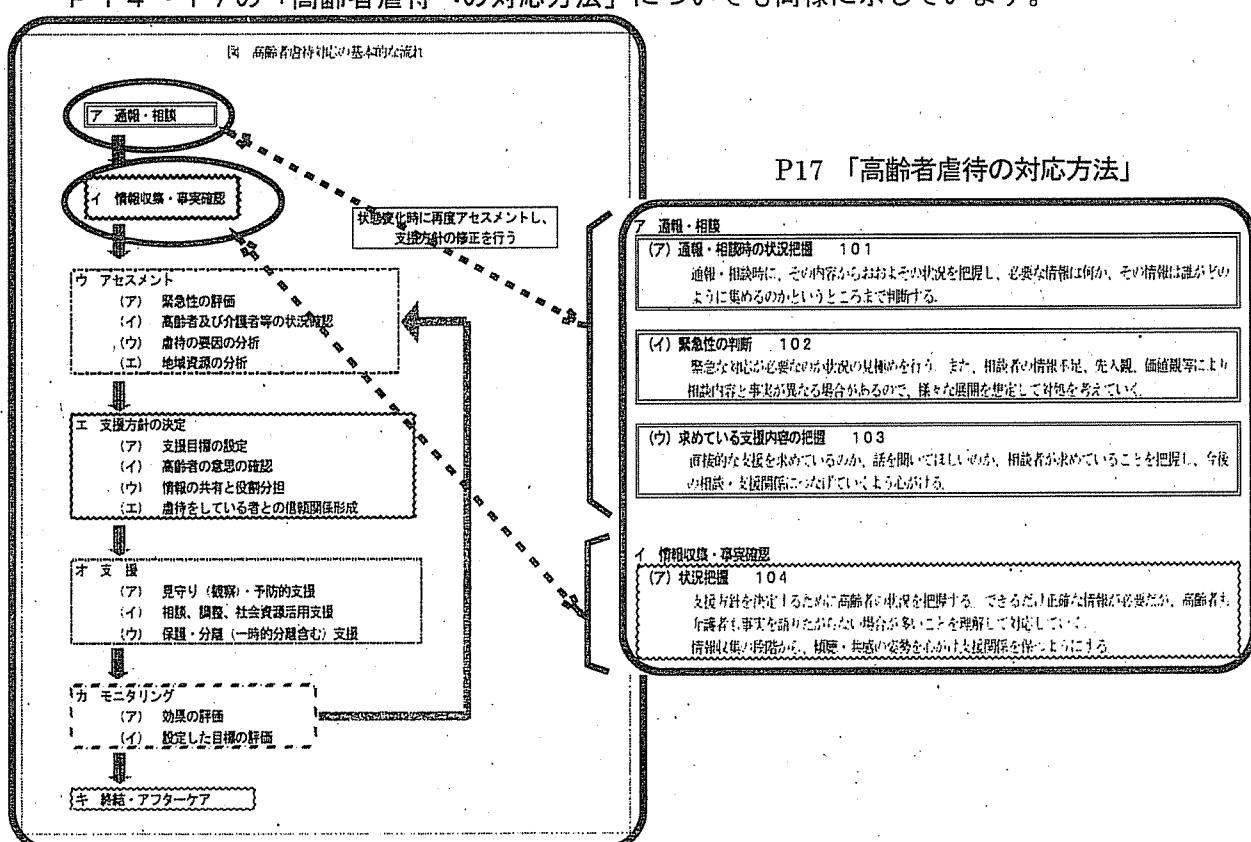
【判断・対処】

(リンク)
1 キーパーソンを決定し、それをよく理解してみてから必要な情報を集める 101、114、115、126～128、130～139
2 言葉を伴うか、されば行動と併行して早期に行なう 114、127～130
3 どちらかと言えば双方の能力を尊重しながら有効的な手段である。 128～130
4 専門的なアドバイスは関係者の信心を促すきっかけになる。 130～139

P23 「虐待事例 1」

P17 「高齢者虐待の対応方法」

※2 P13「図 高齢者虐待対応の基本的な流れ」については、段階ごとに囲み枠をかえて、P14～17の「高齢者虐待への対応方法」についても同様に示しています。



1 高齢者虐待の発見

高齢者虐待は発見しにくいが、早期発見が早期対応を導き、適切な対応が高齢者の健康や安全の保証につながることを考えると、高齢者虐待のサインを正確に知り、その知識を活用することは大切である。

「高齢者虐待が疑われるサイン」については、以下のようなものが考えられる。

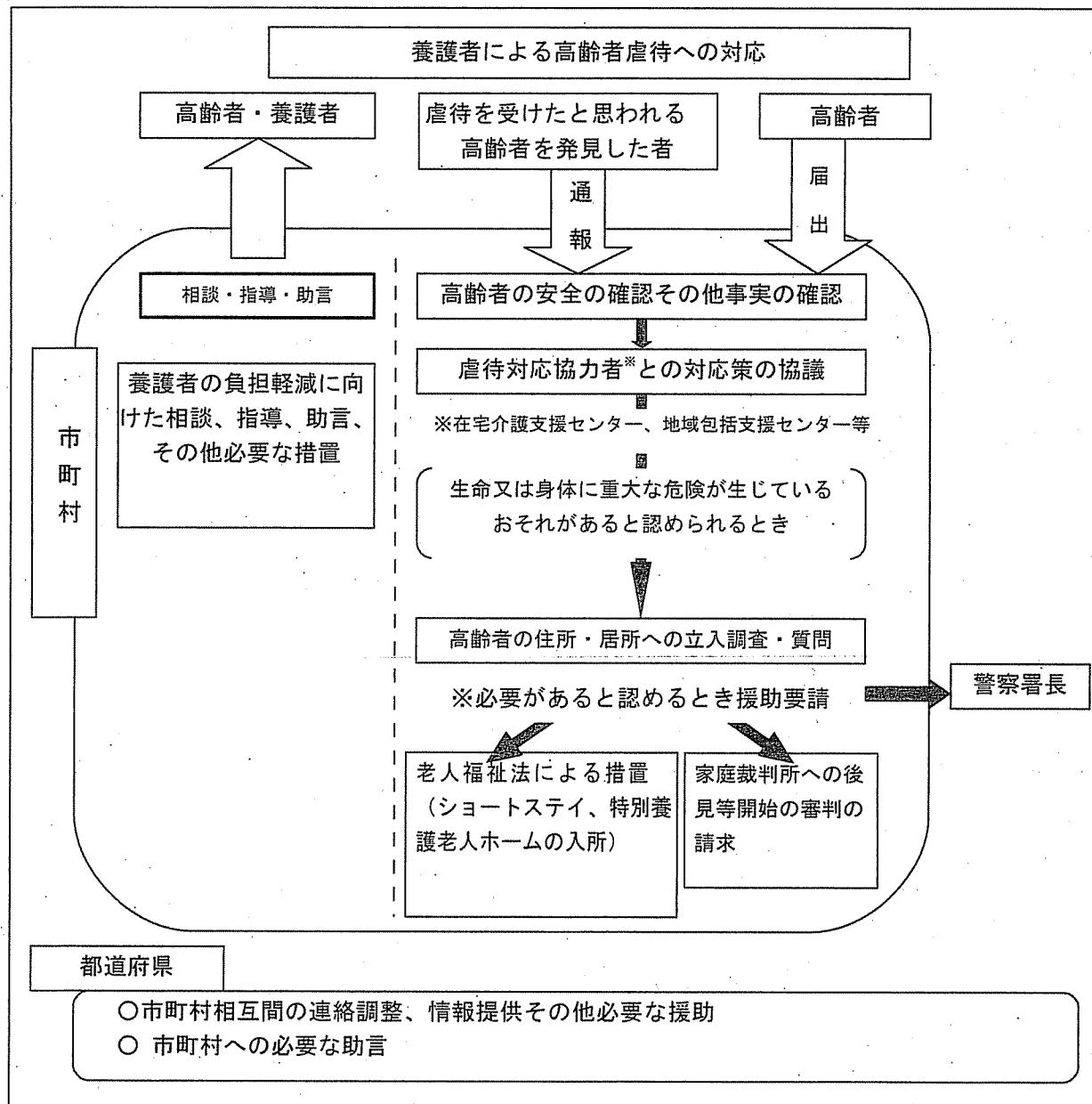
高齢者虐待が疑われるサイン	
高齢者からのサイン	介護者からのサイン
<ul style="list-style-type: none">・部屋が掃除されていない。・無気力になる。・表情がかたい。何かに怯えている。<ul style="list-style-type: none">※ 大きな声に怯える。介護者が来ると会話を途中で止めてしまう。※ 介護者にやたら「ごめんなさい。ごめんなさい」と謝る。・自己防御体制をとる。<ul style="list-style-type: none">※ 肩に手を置いただけで、またさわったりすると頭を抑えたりする。・意気消沈している。よく泣く。ふさぎこむことが多い。・サービス事業所より帰宅したがらない。・家賃や公共料金などを滞納している。・身体から強い悪臭がする。・いつも同じ服を着ている。汚れたり、破れた服を着ている。・髪、ひげ、または爪が伸び放題で汚れている。・必要な医療を受けていない。必要な薬をのんでいない。・本人からの訴えがある。・自傷行為。<ul style="list-style-type: none">※ 認知症の方等、自分で自分自身を叩く行動をとる。・高齢者の高価な所有物が高齢者の知らない間になくなっている。・生活に必要なお金が無い。・高齢者名義の口座から、原因不明の引き出しが頻繁に行われている。・家のどこかに監禁状態にある。・薬物による鎮静状態が続いている。・説明のつかないケガをしている。・陰部に説明のできない出血、擦り傷やアザがある。・栄養状態不良・衰弱状態・脱水症状・低体温がみられる。・異常な体重減少がみられる。・栄養不良での入院。・骨折。	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する質問に介護者が全て答えてしまう。・高齢者に面会させない。・高齢者に対しての介護を強調して（自分は良くしている等）言う介護者は、放置が多い。・介護者が不在がちである。・相談員やサービス提供者等に非協力的である。<ul style="list-style-type: none">※ サービスを利用している所の連絡帳等に無関心である。※ 高齢者の近くにいるが、高齢者が呼んでも返事をしない。知らんぷりをする。・高齢者に対して、無関心・冷淡である。<ul style="list-style-type: none">※ 高齢者と全く会話している様子がない。・高齢者に対して、暴言を吐く。・サービス事業者に対して、暴言、暴力的な言葉を使う。・高齢者に対して乱暴な行動がある。<ul style="list-style-type: none">※ 手をひっぱる。服をひっぱる。・介護者自身にひっかき傷が多い。・高齢者の所有物（金銭）に異常な興味を示す。<ul style="list-style-type: none">※ 高齢者の年金で生活している。・明白なアルコール依存・薬物依存である。・介護者の疲れが著しい様子が窺える。

（※は、日頃の支援の中で、実際に見られたサインである。）

2 高齢者虐待への対応

(1) 高齢者虐待に関する相談、支援体制図

国が示す「高齢者虐待防止法における虐待の対応システム」は以下のとおりである。



※ 出典 「高齢者虐待防止法における虐待の対応システム」（「地域包括支援センター業務マニュアル」より）

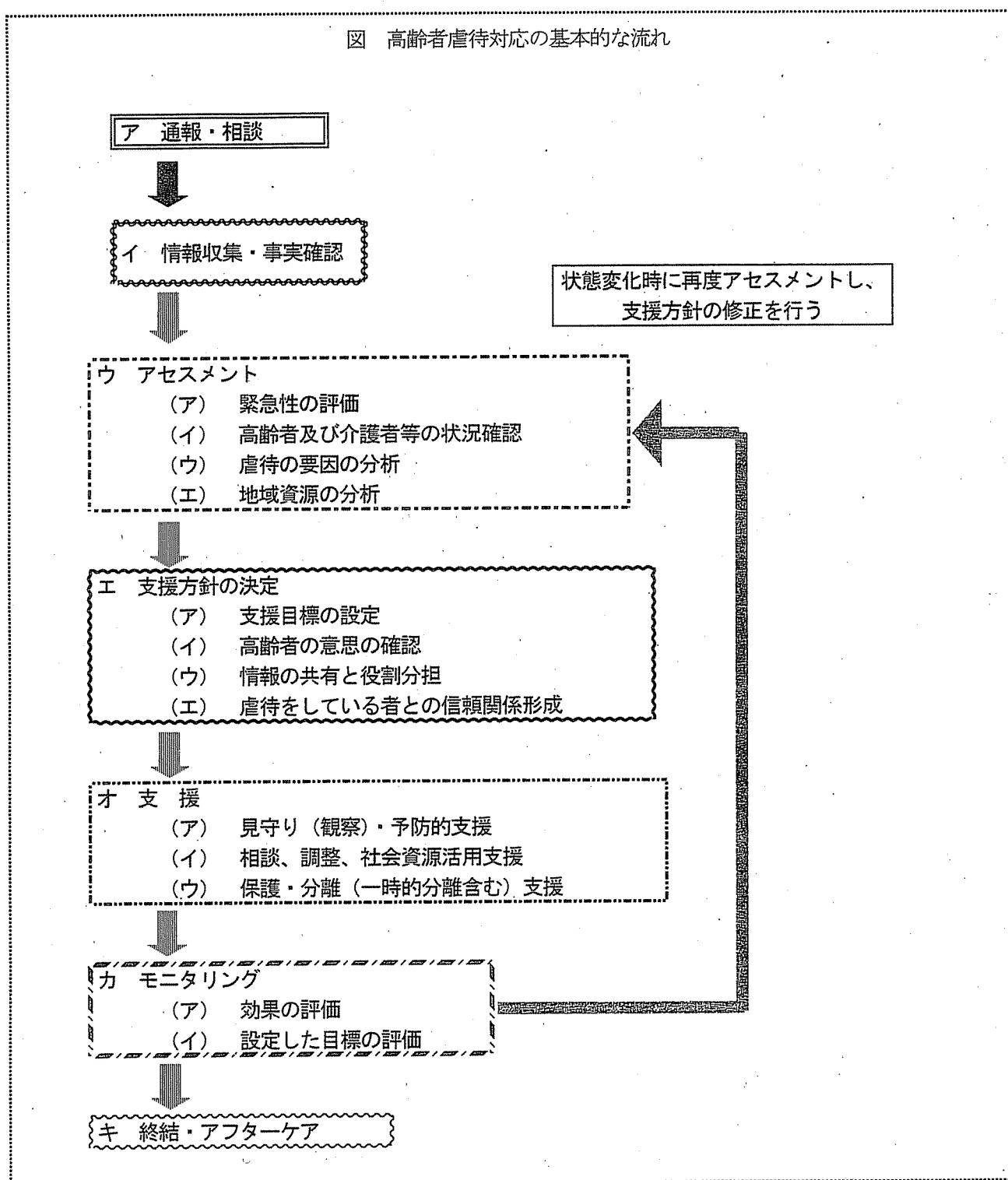
なお、この中のケアマネジャーの関わりとしては、市町村や地域包括支援センターへの通報や情報提供を行っていくことが考えられる。

(2) 高齢者虐待への対応方法

高齢者虐待への対応は一人で抱え込まないことが原則であり、多職種がチームで対応する必要がある。また、各所属機関は、担当者の報告・連絡・相談を受けて、機関としての対応方針を出し、高齢者虐待対応チームにおいて担当者が役割・機能を果たせるようにする必要がある。

以下に、高齢者虐待対応の基本的な流れを図で示し、それぞれの対応方法をP 13～16に示した。これはあくまでも基本的な流れであり、実際は、支援を行い、状況を見ながらアセスメントを繰り返したり、関係者との検討会の開催等の対応を行っていくようになる。

図 高齢者虐待対応の基本的な流れ



ア 通報・相談

(ア) 通報・相談時の状況把握 101

通報・相談時に、その内容からおおよその状況を把握し、必要な情報は何か、その情報は誰がどのように集めるのかというところまで判断する。

(イ) 緊急性の判断 102

緊急な対応が必要なのか状況の見極めを行う。また、相談者の情報不足、先入観、価値観等により相談内容と事実が異なる場合があるので、様々な展開を想定して対処を考えていく。

(ウ) 求めている支援内容の把握 103

直接的な支援を求めているのか、話を聞いてほしいのか、相談者が求めていることを把握し、今後の相談・支援関係につなげていくよう心がける。

イ 情報収集・事実確認

(ア) 状況把握 104

支援方針を決定するために高齢者の状況を把握する。できるだけ正確な情報が必要だが、高齢者も介護者も事実を語りたがらない場合が多いことを理解して対応していく。
情報収集の段階から、傾聴・共感の姿勢を心がけ支援関係を保つようにする。

(イ) 情報収集 105

情報収集は、高齢者や介護者にとって最も自然で無理なく受け入れられる機関、職種が行うこと必要だが、後々の支援も考えて総合的かつ合理的に判断する。

(ウ) 訪問・面接の複数対応 106

訪問や面接はできるだけ複数で対応する。理由として、まず複数の目で観察することで客觀性が増し誤解や偏見が少なくなる。また、高齢者虐待は高齢者と介護者（虐待をしている者）の両方が支援の対象であることから、高齢者と介護者に別々に対応することで、それぞれの思いを明らかにすることができ、支援者との関係を深めることができる。

(エ) 支援の必要性の判断 107

高齢者や介護者が支援を受け入れる意思があるかないかも、この段階である程度把握しておく。

ウ アセスメント

アセスメントでは、生命に危険があるかどうかの見極めを優先する。高齢者虐待の発生状況について、程度と進行の予測、対応の緊急性の判断が必要である。様々な面からの検討が必要なため、チームでアセスメントを行っていく。アセスメントを行う際の視点は次のとおりである。

(ア) 緊急性の評価 108

- ・高齢者虐待の深刻度、対応の緊急性について評価する。
- ・外傷がある、またはそのおそれがある、あるいは高齢者本人の身体的・精神的な衰弱が激しい等の場合は、緊急性ありと判断して、介護者との分離を含めた早期の対応方策を検討する。

(イ) 高齢者及び介護者等の状況確認 109

- ・高齢者の身体的・心理的・社会的状況、認知症の有無や程度、サービスの利用状況等、高齢者の状況を確認する。
- ・虐待をしている者を含む家族の状況について、家族関係、家族内のキーパーソン、家族の生活状況を確認する。
- ・その他、高齢者と家族の関係、解決すべき問題とその経過や現状、問題解決に対する高齢者や介護者等の対処能力を確認、評価する。

(ウ) 虐待の要因の分析 110

- ・虐待がどのような要因によって生じているかについて分析を行う。
 - ・要因によっては、介入によって要因の除去・軽減が可能なものがあるため、分析した要因の中から支援により対応が可能なものを確認する。
- (例えれば、介護疲れであれば介護サービスの導入により要因の除去が可能)

(エ) 地域資源の分析 111

- ・活用できる地域資源（家族・親族内の資源を含む）を確認する。
- ・以前より何らかの関係を有している地域の人、組織、関係機関等のほか、新たに活用可能な資源を含めて活用できる地域資源のメニューを確認する。

エ 支援方針の決定

(ア) 支援目標の設定 112

高齢者虐待の状況によって支援の体制・内容が異なる。支援のあり方を検討し目標設定を行う。

(イ) 高齢者の意思の確認 113

支援方針の決定にあたっては、高齢者がどのような支援や生活を望んでいるのかその意思を確認・尊重することが非常に重要である。
また、認知症がある場合は高齢者の意思確認が困難となることが多いが、生命に関わる等の極めて切迫した状況でない場合には、高齢者の残された能力を十分に生かした支援を行いうため、高齢者の意思や思いを最大限にくみ取るようにする。

(ウ) 情報の共有と役割分担 114

支援方針はケアカンファレンスで決定し、情報の共有と役割分担、相互の連絡体制等を検討する。状況を明確にし、どの関係機関のどの担当者が何の支援を行うのか、具体的な計画を立てる。なお、虐待を受けている高齢者の状態を中心となって継続的に確認し、関係機関との調整を行う要となるキーパーソンが必要であるが、ここでの要となるキーパーソンとは、ケアマネジメントの中心となるものを指し、実際の支援場面において高齢者本人や家族への対応を行う支援者とは必ずしも同一にしないように留意する。

(エ) 虐待をしている者との信頼関係形成 115

虐待をしている者が介入を拒否する場合もある。介入にあたっては虐待をしている者の理解を得ることが必要であり、そのためには、高齢者はもちろんのこと、虐待をしている者及びその他の家族と信頼関係を築くことが重要である。支援方針の検討にあたっては、信頼関係を築いていくための方策についても検討し対応を図っていく。

オ 支援 116～132

支援の基本として、高齢者と介護者（虐待をしている者）それぞれに個別に話を聞き、親密な信頼関係を形成するようになります。
なお、虐待事例への支援としては、虐待の状況（レベル）に応じた支援が考えられる。
以下に、「高齢者虐待の状況（レベル）に応じた支援内容を示す。

高齢者虐待の状況（レベル）に応じた支援内容

虐待の状況（レベル）	支 援	具体的な支援内容	リンク
i) 虐待には至っていない が、虐待発生のリスクがあり、これまで介護不十分な状況になるおそれがある状況	見守り（観察）・予防的支援	<p>① 定期的な訪問を継続し、高齢者や介護者のニーズに添つたサービス提供を行う。第三者が訪問することで、1対1で向き合つて、 る緊張がゆるんだり、介護者が自分の介護のあり方を少し距離を置いて見ることができること。</p> <p>② 高齢者、介護者それぞれ別に愚痴・不満を開き、ストレスの軽減をはかる。</p> <p>③ 高齢者及び介護者の健康管理、必要な治療への導入。</p> <p>④ 介護者が障害などのために生活上の困難さを抱えている場合には、相談機関へつなぐなど家族への支援を行う。</p> <p>⑤ 介護者家族の会等の会合への参加を勧める。介護の体験をした人たちに出会つて、気持ちを分かち合い、役立つ情報を得ることが介護者を支える。</p> <p>⑥ 相談機関や電話相談の利用を勧める。</p> <p>⑦ 高齢者や介護者は、ともすれば娛樂を楽しんだり、自分のための時間を持つてはいけないと思いつ込んでいたり、生活中に楽しみをもつことを積極的に勧め、適当な場があれば紹介する。</p>	116 117 118 119 120 121
ii) 介護ストレスや人間関係の悪化などにより不適切な介護状況であり、虐待が生じている状況	相談、調整、社会資源活用支援	<p>① 高齢者と介護者それぞれのストレスを軽減する。</p> <p>② 介護に関するサービスを導入して介護負担を軽減する。第三者が関わることで家族関係の改善を図り家族調整をしやすくする。</p> <p>③ ショートステイの利用など、本人と介護者が距離をとり、介護者が休息できるよう社会資源を積極的に活用する。</p> <p>④ 公的機関や専門職によるフォーマルな支援と、親族、民生委員、知人等のインフォーマルなサポートが結びひいたネットワーク（ソーシャルサポートネットワーク）を構築する。</p> <p>⑤ 必要に応じて、ケアカンファレンスや地域ケア会議を開催し、支援チーム間の情報の共有化、支援内容の検討等を行う。</p> <p>⑥ 高齢者や虐待をしている者が特に支援を必要とする課題があれば、それに応じる機関が支援チームに参加、支援を行う（例：日常的な金銭管理には地域福祉社権利擁護事業、財産問題が絡む場合等には成年後見制度、精神疾患事例に対する健康新センターの関わり等）。</p>	123 124 125 126 127 128
iii) 生命の危機、重大な健康被害のおそれがあり、高齢者に治療・保護が必要な状況	保護・分離（一時的分離含む）支援	<p>① 高齢者自身の承認を得たうえで、保護のため、高齢者を一時的あるいは長期的に隔離して、虐待をしている者から分離する。</p> <p>② 自己の権利行使の放棄をしないように、虐待を受けている高齢者を支える。</p> <p>③ 高齢者に緊急医療的な対応が生じた場合は、高齢者と介護者を説得し、入院等の緊急避難的な措置を受け入れるよう支援する。</p> <p>④ 法的処理が必要な場合は弁護士、事件性のある場合は警察等が支援チームに加わることもある。</p>	129 130 131 132

力 モニタリング

(ア) 効果の評価 133

状態変動の確認や関係機関からの情報等を通じて、支援の効果を判断をする。支援により虐待が改善に向かっていれば、その支援を継続するか、次の具体的な目標を立てる。期待した効果が出ない場合は、原因を明らかにし新たな支援計画を立て直す。

(イ) 設定した目標の評価 134

高齢者虐待の解消がとりあえずの目標ではあるが、それだけを評価するのではなく、高齢者が望む生活に近づくよう支援を続けることが大切である。

キ 終結・アフターケア

(ア) 施設入所による終結 135

保護のため高齢者が施設等に入所すれば、支援者は虐待が解決したと考えがちである。入所等により高齢者は虐待の状況から離れられるが、それは生活の場が確保できたということであり、高齢者自身の問題の解決につながっていないこともある。

(イ) 家族関係の修復 136

施設等においては、高齢者が被虐待体験で傷つけられた自尊心を取り戻し、その後の生活を前向きに捉えられるような支援を心がける。高齢者は介護者を含めた家族との関係を修復しきれば再び生活を共にしたいと希望していることが少なくない。高齢者虐待が生じている要因を取り除き、家庭内の人間関係を修復することが必要である。

(ウ) 虐待をしている者への支援 137

虐待をしている者に対する支援も必要である。高齢者虐待の要因が介護疲れだった場合は、介護者家族の会などを紹介する。虐待をしている者に生活上の困難があるにもかかわらず十分な支援を受けていない場合は、適切な支援機関を通じて虐待をしている者自身の生活支援を行っていく。虐待をしている者自らが内に持っている力を發揮して、生活の仕方を選んでいけるような支援が必要である。

(エ) 新たな家族関係形成 138

高齢者と介護者が再び生活を共にするにしても分かれても生活するにしても、互いに認め合った新たな家族関係をつくることが、高齢者虐待のひとつの解決（終結）といえる。

(オ) 支援者に対するフォロー 139

支援者（担当者）に対するアフターケアも必要である。支援者の中には、自分の行った支援の善し悪しをいつまでも悩み続け、極端な場合、支援困難な事例を経験して二度と高齢者虐待には関わりたくない（関われない）と感じる支援者もいる。スーパーバイズを受けることによって専門職としての自信を取り戻すことが必要である。支援に関わった者全員が「これで良かった」と振り返ることができるよう、高齢者虐待への対応は、チームで支えながら支援を行い終結を迎えるようにする。

(3) 虐待事例の掲載

事例1：「夫の暴言や暴力に認知症の妻が怯える」事例
 ~夫が妻に対し、暴言や暴力（杖で小突く）をふるい、妻の年金を管理してしまうケース～
 （身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待）

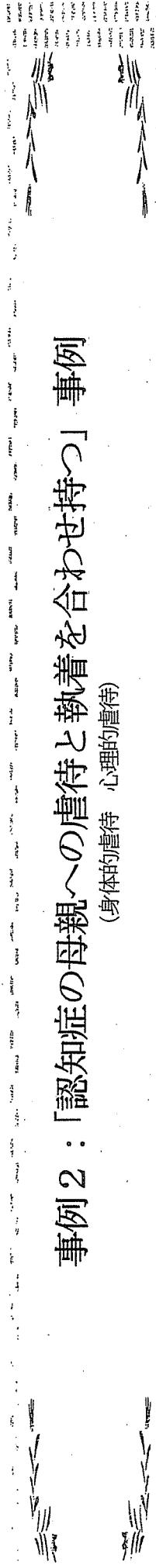
【家族構成】		妻、被虐待者
85才	80才	80歳 女性 (職歴) 公務員 病名：認知症 (認知症高齢者日常生活自立度：IIa) 介護度：要介護2 (障害高齢者日常生活自立度：B2) 短期入所生活介護利用 (月5日程度)
【虐待者】		夫 85歳 元刑事だが、途中で失職する。 お金にうるさく、妻の年金に頼つている。 若い頃から、妻や子供に対する暴言が見られた。
【生活状況】		持ち家で夫と二人暮らし。子供三人は独立して近隣の他市に在住。 長女が、本人の通院介助のために本人宅を訪れる。
【虐待の内容】		暴言・暴力（杖で小突く）があり、年金を管理している。妻の年金が高いことから、妻を家においておかないと収入が減少するため、妻を閉じこめている。子供達も小さい時から夫の暴言に怯えてきていたため、家から出たいと思ってきた。 夫は、妻の年金収入が自分よりも高い事にねたみを感じている。家の土地は妻の名義になっている。
【経済状況】		収入：妻の厚生年金月20万円 夫の年金月額10万円 預貯金：約500万円
【支援経過】		長女より、父の暴力行為から母を守るために避難先（ショートステイ）を探してほしいと相談を受ける。 妻がショートステイを利用してながら在宅生活を継続していたところ、夫が自宅階段から転落して入院したのをきっかけに妻も入院させる。

【経】	【判断・対処】	(リンク)
<p>(1) 初期支援 (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長女が、このケースのキーパーソンであると判断して、支援を展開していくことにする。 市役所の福祉担当者に相談してアドバイスを受け対処していくことにした。 各方面の支援が必要なケースと思われたため、アセスメント後、関係者によるケアカンファレンスを開き今後の支援方針の検討を行った。 カンファレンスの方針にて、長女とともに地域の保健センターで精神科医のアドバイスを受ける。医師より「夫の訴えを無視しない。」という指示を受けて、長女の探していった答えが見つかり、それ以後の対処方針が決まった。 	<p>① キーパーソンの選定は状況をよく理解してからする必要がある。 101, 109, 114 : (情報収集、キーパーソン)</p> <p>② 虐待を伴うケースは行政との関わりを早期に行う。 126 : (公的機関の支援)</p> <p>③ ケアカンファレンスは各方面の協力を得るための有力な手段である。 114, 127 : (カンファレンス)</p> <p>④ 専門医のアドバイスは関係者の決心を促すきっかけ作りになる。 128 : (専門機関)</p>	
<p>(2) 経過途上の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人を、夫の知らない他のショートステイに移動する。夫から、「妻を返せ」という執拗な脅迫が、長女や担当ケアマネジャー、あるいはそれまで利用していた施設にあり、脅威を感じる毎日が続く。 脅迫が続き、警察や消防署に連絡する。(夫は、放火や自殺のまねなどをしているため、緊急支援を依頼した。) 一度暴れて警察に連絡し注意を受けているが、人に危害を加えてはいない。 再び精神科医に夫の行動について相談。精神的には異常ではなく「自信がないので威張り散らす性格的な問題を持つている」との分析をいただいた。 	<p>⑤ 虐待者から保護することが先決 108, 129 : (緊急度、保護)</p> <p>⑥ この時期、家族・担当ケアマネジャーはとてもつらい思いをした。</p> <p>⑦ 警察の介入、緊急時の協力依頼を本人納得の上で行う。 126, 132 : (警察、消防署)</p> <p>⑧ 異常行動に関するアドバイスを専門家よりうけ、対処方針を探る。 128 : (専門機関)</p>	

<p>(3) 終結</p> <ul style="list-style-type: none"> 長女と担当ケアマネジャーは、3ヶ月間、夫の訴えを無視して鬱悶を絶つた。 長女のもとに脅迫状などが届いていたが、ある日夫から、「嘔吐してくれ、私が悪かった」と長女に言つてきた。 夫と長女が、ショートステイ利用中の妻のもとに面会に行くことになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 妻は、夫からの虐待を避けたために、夫の知らない施設にショートステイ利用中では、妻の認知症がひどくなりその施設では介護が困難な状態だったので、元の施設に戻つて夫と面会した。面会時、夫の号泣が見られた。 現在では妻の認知症が著しく進行して寝たきり状態になっている。妻は夫の存在もわからぬ。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">【 考 察 】</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">【 支 援 に 対 す る 考 察 】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="567 83 743 2165"> <p>本人を、3ヶ月緊急避難させたことはとても重要であり、その間、地元のお寺の住職が夫に対して「人の生きる道」をこんこんと諭してくれたことが、夫の気持ちを変化させるきっかけとなっていた。</p> <p>行政担当者の強力な支援が必要である。</p> <p>専門機関の専門的なアドバイスをタイムリーに受け入れる体制が重要である。</p> <p>各関係福祉施設の協力が必要である。(緊急避難が可能な短期入所施設の管理者、職員の協力が大きくなってしまった。)</p> <p>地域のインフォーマルな支援が必要である。(関係者が信頼をしているお寺さん、近所の方など)</p> <p>その他、地元警察、消防署の協力や、他のケアマネジャーからのアドバイスがこのケースの支援に必要だつた。</p> <p>以上のことから以下の2点の重要性を感じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政において、専門的に関わつてくれる担当者がいること。 ② ケアマネジャーを支援する体制が整備されていること。 </td><td data-bbox="743 83 1364 2165"> <p>⑨ 一定期間の様子観察も重要な解決策となる。</p> <p>⑩ 虐待者の心の変化を捉える。</p> <p>⑪ 夫の行動の確認をする。 感動的な面会となる。</p> <p>【 感 想 】(ケアマネジャーの立場から)</p> <p>今回は、夫と長女の力関係が逆転して解決に至ったケースであり、虐待ケースの難しさと支援体制の重要さを学んだ。</p> <p>さまざまな関係者から教えていただいたことがとても多く、怖かつたが良い経験となった。</p> <p>脅迫されることの恐怖は経験してみなければわからない。</p> <p>長女をキーパーソンと判断し、最後まで信じ続けたことは、今後のキーパーソンの見極めに対する自信につながつた。</p> <p>親子が和解し穏やかな面会風景を見て、本事例に開わり解決に向けてマネジメントをおこなったことへの喜びを感じた。</p> </td></tr> </tbody> </table>	【 考 察 】	【 支 援 に 対 す る 考 察 】	<p>本人を、3ヶ月緊急避難させたことはとても重要であり、その間、地元のお寺の住職が夫に対して「人の生きる道」をこんこんと諭してくれたことが、夫の気持ちを変化させるきっかけとなっていた。</p> <p>行政担当者の強力な支援が必要である。</p> <p>専門機関の専門的なアドバイスをタイムリーに受け入れる体制が重要である。</p> <p>各関係福祉施設の協力が必要である。(緊急避難が可能な短期入所施設の管理者、職員の協力が大きくなってしまった。)</p> <p>地域のインフォーマルな支援が必要である。(関係者が信頼をしているお寺さん、近所の方など)</p> <p>その他、地元警察、消防署の協力や、他のケアマネジャーからのアドバイスがこのケースの支援に必要だつた。</p> <p>以上のことから以下の2点の重要性を感じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政において、専門的に関わつてくれる担当者がいること。 ② ケアマネジャーを支援する体制が整備されていること。 	<p>⑨ 一定期間の様子観察も重要な解決策となる。</p> <p>⑩ 虐待者の心の変化を捉える。</p> <p>⑪ 夫の行動の確認をする。 感動的な面会となる。</p> <p>【 感 想 】(ケアマネジャーの立場から)</p> <p>今回は、夫と長女の力関係が逆転して解決に至ったケースであり、虐待ケースの難しさと支援体制の重要さを学んだ。</p> <p>さまざまな関係者から教えていただいたことがとても多く、怖かつたが良い経験となった。</p> <p>脅迫されることの恐怖は経験してみなければわからない。</p> <p>長女をキーパーソンと判断し、最後まで信じ続けたことは、今後のキーパーソンの見極めに対する自信につながつた。</p> <p>親子が和解し穏やかな面会風景を見て、本事例に開わり解決に向けてマネジメントをおこなったことへの喜びを感じた。</p>
【 考 察 】	【 支 援 に 対 す る 考 察 】					
<p>本人を、3ヶ月緊急避難させたことはとても重要であり、その間、地元のお寺の住職が夫に対して「人の生きる道」をこんこんと諭してくれたことが、夫の気持ちを変化させるきっかけとなっていた。</p> <p>行政担当者の強力な支援が必要である。</p> <p>専門機関の専門的なアドバイスをタイムリーに受け入れる体制が重要である。</p> <p>各関係福祉施設の協力が必要である。(緊急避難が可能な短期入所施設の管理者、職員の協力が大きくなってしまった。)</p> <p>地域のインフォーマルな支援が必要である。(関係者が信頼をしているお寺さん、近所の方など)</p> <p>その他、地元警察、消防署の協力や、他のケアマネジャーからのアドバイスがこのケースの支援に必要だつた。</p> <p>以上のことから以下の2点の重要性を感じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政において、専門的に関わつてくれる担当者がいること。 ② ケアマネジャーを支援する体制が整備されていること。 	<p>⑨ 一定期間の様子観察も重要な解決策となる。</p> <p>⑩ 虐待者の心の変化を捉える。</p> <p>⑪ 夫の行動の確認をする。 感動的な面会となる。</p> <p>【 感 想 】(ケアマネジャーの立場から)</p> <p>今回は、夫と長女の力関係が逆転して解決に至ったケースであり、虐待ケースの難しさと支援体制の重要さを学んだ。</p> <p>さまざまな関係者から教えていただいたことがとても多く、怖かつたが良い経験となった。</p> <p>脅迫されることの恐怖は経験してみなければわからない。</p> <p>長女をキーパーソンと判断し、最後まで信じ続けたことは、今後のキーパーソンの見極めに対する自信につながつた。</p> <p>親子が和解し穏やかな面会風景を見て、本事例に開わり解決に向けてマネジメントをおこなったことへの喜びを感じた。</p>					

事例2：「認知症の母親への虐待と執着を含わせ持つ」事例

(身体的虐待 心理的虐待)

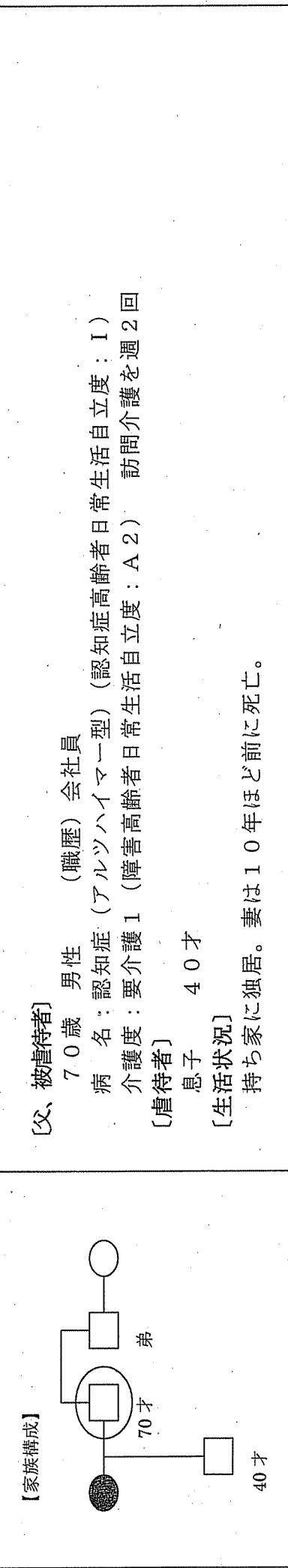


【家族構成】		[母、被虐待者]	
100才		100歳 女性 (職歴) 農業	
		病名：認知症 (認知症高齢者日常生活自立度：I) 高血圧症 変形性膝関節症	
介護度：要介護3 (障害高齢者日常生活自立度：C1)		[虐待者]	
長女	80歳	幼少の頃、親に身売りに出されたことを心の傷としている。	
[生活状況]		長女と二人暮らし。25年前までは、母一人で生活していたが、長女が引き取り同居。長女にとって、兄弟は5人いるが、兄弟関係は悪く疎遠状態。	
【虐待内容】		母が、認知症で夜間大声で叫んだり、オムツをはずすため、介護者ではなく、介護疲れが重なり、母が感謝の気持ちを表さないという理由で、叩く・暴言を吐く等の行為が見られる。しかし、長女は、訪問介護やショートステイ等の介護サービスの利用を拒否し、母のためにわざわざ遠方まで買い物に行くなど一生懸命に世話をしている。長女は、几帳面で完璧にしないと気がすまないと自覚している。母への暴力の他、テレビやたんすを壊すことがある。	
【経済状態】		収入：年金が母と長女の二人合わせて月額10万円以下。長男から月額5万円の仕送りを受けているが、滞る時がある。	
預貯金：あり		【支援経過】	
介護保険導入で在宅介護支援センター職員が制度説明の訪問をした際に、母が要介護状態で、長女から叩くなどの暴力や暴言を受けている状態を把握。		10年前にデイサービスを利用しており、その際にも長女の暴力や暴言が疑われ、見守り支援を行っていたが、長女からの申し出でサービス利用が中断し、関わりが途切れていった。	
ケアマネジャーの定期訪問中に、住民から「道路に本人が這い出している。出血している。長女が叱りながら本人を家の中に引きずり入れた」との情報があった。			

【経過】	【半断・対処】	(リンク)
(1) 初期支援		
・ 同日、担当ケアマネジャー、市福祉課職員、県健康福祉センター職員で訪問し状況を確認するが、長女に過度の興奮が見られたため、ケアマネジャーの判断で具体的な対応は長女が落ち着いてからとして、後日訪問することとした。本人の外傷については手当してあつた。	① 緊急度の評価を行い、生命に危険があるかどうか、状況の見極めを行うことは、今後の展開を想定するためにも重要である。	102, 108: (緊急度の評価)
・ 日を改めて、担当ケアマネジャーが市福祉課、健康福祉センターと連絡を取りながら訪問し、本人と長女の意思の確認を行う。	② 対応は一人で抱え込まずチームで対応し協力体制を構築する。	128: (支援チーム)
・ 本人は長女には感謝しているが、暴力を受けたことなどころに行きたいという。(しかし、過去に次女のところへタクシーで逃げ込んだこところ、受け入れを拒否されたことがあります、その時は「ここにおいてください」と長女に頼んでいる。)	③ 情報収集や事実確認は、支援方針を決定するためできるだけ正確な情報が必要。高齢者と虐待者別々に対応し、それぞれの思いを明らかにし、支援者との関係を深める。	106, 117: (情報収集) (信頼関係の構築)
・ 長女は、今までの生き立ちの不運や兄弟への不満などを強くケアマネジャーに訴え、介護の苦労、大変さを話すが、母親が自分を頼ることに拒否は少ない。	④ 虐待者の話をよく聞き、虐待者やその家族と信頼関係を築くことで介入をより円滑に行える。	115: (信頼関係の構築)
・ ケアマネジャーは市福祉課担当職員の協力の下、兄弟を呼び、ケアカンファレンスを開催。	⑤ 方針決定を行うためケアカンファレンスを行う。情報の共有と支援の役割分担、相互の連絡体制等の検討を行うとともに、キー機関、キーパーソンを確認する。また、経済面での支援の調整や家族間の意志の確認も行う。	114: (ケアカンファレンスの開催)
(2) 経過途上の支援	会議後、長男からの経済的援助と主治医の定期往診、デイサービスの定期利用を計画したが、長女の暴力、暴言はやまない。	124, 125: (介護負担軽減) (介護負担軽減) ⑥ 介護負担や介護ストレス軽減のためサービスを導入する。ショートステイ利用など本人と虐待者が距離をとり休息できるサービスを活用する。

<p>・ 主治医も積極的に関わり、長女に注意を促すが、「犯罪者扱いされた」と主治医をも拒否するなどの問題をおこすため、ケアマネジャーが話を聞き、定期的なショートステイを利用プランに入れた。長女は、入所中の本人を介護しに行ったり、一人でかわいそそうだと泊まりに行つたりした。</p> <p>(3) 終結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長女は体力的に限界を感じるようになり、拒否してきた訪問介護サービス（夜間のおむつ交換）を利用するようになつた。まもなく本人が肺炎となり主治医の判断で入院となつた。この時も、長女は、勝手に入院を決めたことに腹を立て、包丁を立てて主治医のところになぐりこんだが、福祉課担当職員やケアマネジャーの説得で、他の病院に入院となつている。本人は、その後入院先の病院で死亡。 	<p>⑦ 高齢者及び家族の健康管理、必要な治療の導入を行う。虐待をくりかえしつつも本人への愛情を示すなど矛盾した行動の見られる場合があるが、客観的に改善の効果であるかどうかのモニタリングを行う。</p> <p>⑧ 緊急医療的な判断、治療が必要な状況と指示が出た場合、保護できるよう本人と家族（虐待者）を説得し支援策を講じる。</p>	<p>118 : (必要な治療の導入) 133 : (モニタリング)</p> <p>131 : (緊急医療的判断) 128 : (関係機関の支援)</p> <p>【 支 援 に 対 す る 考 察 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ケースの場合、介護者である長女が、幼少の頃より家族から引き離されたことで本人や兄弟に複雑な感情を抱いていることが、高齢者虐待に大きく関係していた。 ・ そこで、支援者が長女の思いを良く聞いて、心理状態を見ながらサービスの導入を促し、結果として介護負担の軽減を図ったことが、高齢者虐待防止の効果を得ることにつながった。 ・ また、その背景には、支援者の支援過程を理解してくれた行政担当者の存在が大きく関与している。 ・ このように、虐待者に複雑な感情が有る場合、支援者を支援する関係機関の協力体制は必要不可欠であり、緊急対応や深刻な事態を回避するために、主治医などの身体的安全を判断できる専門家の協力を得て、チームで定期的に訪問できる環境整備は非常に重要なことが考えられる。
---	--	--

**事例3：「お金を渡さないと暴れる息子からの財産侵害」事例
(経済的虐待)**

<p>【家族構成】</p>  <p>[父、被虐待者]</p> <p>70歳 男性 (職歴) 会社員 病名：認知症（アルツハイマー型）（認知症高齢者日常生活自立度：I） 介護度：要介護1（障害高齢者日常生活自立度：A2） 訪問介護を週2回</p> <p>[虐待者]</p> <p>息子 40才</p> <p>[生活状況] 持ち家に独居。妻は10年ほど前に死亡。</p>	<p>【虐待の内容】 息子は手持ち金がなくなると、本人宅へお金の無心に来るが、自分の思い通りにならないと、物を投げたり、壊すなどの威嚇をする。 本人は息子が怖くて、言うがままにお金を渡してきた。</p> <p>【経済状況】 収入：年金月額30万円 使用用途：生活費に月額12万円、息子に月額15万円 預貯金：約700万円</p> <p>【支援経過】 近隣住民からケアマネジャーに、息子の度重なるお金の無心と暴力に怯えている旨相談があり関わる。</p>
--	--

【経過】	【初期支援】	【判断・対処】	【リンク】
<p>(1) 初期支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻の死亡後、認知症の発症により徐々に本人の生活能力が低下し、食事や掃除など生活全般において支援なしでは生活できなくなっていた。 ・金銭管理も一人では困難で、通帳を紛失することが頻繁になってしまったため、隣人のA氏が通帳を預かり管理していた。しかし、息子が時々本人宅にやって来て暴力を振るいお金を要求することも重なり、個人レベルでは精神的負担が大きくなってきたため、社会福祉協議会（以下、社協）と相談する。 	<p>地域権利擁護事業を利用し、支援計画に基づいて通帳を預け、定期的な訪問時に定額の生活費を本人に渡すようにした。</p>	<p>① 息子からの経済的侵害防止に地域福祉権利擁護事業（地域福祉権利擁護事業）</p> <p>業を利用</p>	<p>107.113 : (本人の意思確認、家族の説得)</p> <p>128 : (地域福祉権利擁護事業)</p>
<p>(2) 経過途上の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・息子から度重なるお金の要求があり、A氏や継続訪問を行う社協生活支援員は、本人にお金を渡さないように話すが、本人は「息子は無職だからお金を渡さんと仕方がない」と言う。この時点では本人の意思を尊重する。 	<p>息子の生活状況は、在宅の限界がきていた。ケアマネジャーと社協の専門員が施設入所を勧めたが、本人は拒否する。</p>	<p>② 認知症もあり、近隣から情報、社協生活支援員の情報、社協専門員が在宅生活は生活状況の観察から、社協専門員が在宅生活は限界状況と判断</p> <p>③ 繼続的な見守りを行い、タイミングをはずさない適切な助言</p> <p>④ 認知症はあってもできる範囲で本人の判断・意思決定に沿う支援</p>	<p>107.113 : (本人の意思尊重)</p> <p>127 : (ケアカンファレンス開催。息子の暴力行為への対応協議)</p> <p>108.132 : (緊急度の評価、関係機関・警察の支援)</p>

<p>・ 息子が本人宅に石を投げガラスを割つたりするため、A氏が警察に通報。息子は警察で数時間指導される。その後しばらくはガラスを割る、物を壊す暴力行為は収まった。</p> <p>・ しかし、本人のほうが「生活に支障がない限り、困っているだらうからお金をやつてもよい」と息子を心配する言動が多くなってきた。</p>	<p><緊急介入の判断></p> <p>(7) 危険察知時の A氏の警察通報 (8) 警察による虐待者への指導</p> <p>(9) いつまでも親の責任と背負いきれない息子の生活の心配で、共依存から抜けられない心情</p> <p>(3) 終結、分離、緊急介入</p> <p>数ヶ月後、息子から本人宅へ「殺すぞ」との電話があり、本人は「家にいるのが怖い」と A氏宅へ逃げ、急遽ショートステイを利用。</p> <p>その後、ショートステイを繰り返すうちに、施設生活への拒否がなくなり、特別養護老人ホームに入所の運びとなる。</p>	<p>132 : (警察の介入)</p> <p>125, 135 : (ショートステイ利用)</p>	<p>128 : (専門機関の支援。 成年貢献制度利用の申立てを年後見制度)</p> <p>・ 入所後、意思能力の低下が顕著となつたため、ケアカンファレンスを開催し、福祉サービスなどの契約、財産の整理・管理のためには、成年後見制度の利用が必要という方針が定まつた。しかし、適切な申立権者が見つからず、本人の居住市の成年後見制度の担当課に相談し、市長による後見開始の申立てを行つた。</p> <p>5ヶ月後、弁護士である補佐人B氏が対応する旨を息子に通知した。</p>
---	---	--	---

【 支 援 に 対 す る 考 察 】

支援者が、個人的な善意でやむを得ず担う金銭の管理や日常の世話などの行為には、限界がある。支援者が一人で抱え込まないよう、公的サービスにつなげて、関係する機関や支援者がそれぞれの役割を明確にし、よりよい支援を行うためのネットワークを強化することができた。

本人の判断が必ずしも適切でない場合には、本人の意思を尊重しながら継続的に見守りを行い、困っている状況をタイミングよくキャッチし、SOSに対処できる状況を作ってきた。

一時的・緊急的な虐待防止システムとして警察の協力が得られた。警察の介入は、「たとえ家族であっても暴力という手段をとることは認められない」ことを虐待者に明確に知らしめる機会となり、高齢者虐待の抑止効果があった。

きっかけが、本人からの緊急のSOSではあつたが、本人の施設入所に対する気持ちが変化したことは、事態を大きく前進させた。深刻な事例の緊急対応について、関係者会議で検討したことと、具体的な目標と対応策および参加者のそれぞれの役割や責任が明確になった。

また、関係者各自の負担も軽減された。

虐待者への関わりについては、弁護士が代理すると伝えることにより、高齢者虐待への抑止効果が得られたと思われる。成年後見制度の必要性があるにもかかわらず、親族等による申し立てが期待できない状況においては、本人の保護を図るために、積極的に市町村長申立てを利用した方がよい。

※（注）事例3は、「高齢者虐待防止に向けた体制整備のための手引き」大阪府健康福祉部高齢介護室編集（平成17年6月発行）より引用し一部変更している。

(4) 関連制度

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条 第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条 第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条 第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を行う。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、

同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待による通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合は、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一

条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一條 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一項第一号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に

に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行なう者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行なう者が設置する養介護施設又はこれらの者が行なう養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護

施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るために、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雜則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」について

(ア) 趣旨・目的

やむを得ない事由(虐待や認知症等)により介護保険サービスを受けられない高齢者に対して、老人福祉法第10条の4及び11条の規定に基づき、市町村が職権を持って利用に結びつける制度である。介護保険サービスの利用について高齢者本人が拒否していたり家族が反対していたりしても、市町村が職権により利用決定できる点で、やむを得ない事由による措置(以下「やむを得ない措置」という)は、処遇困難ケースの最終的な手段として最も有効な手段となる。

やむを得ない措置については、従来から抑制的な運用がなされてきた向きもあるが、必要があれば積極的に実施することが求められる。

(イ) やむを得ない事由

「老人ホームの入所措置等の指針について(昭和62年1月31日 社老第8号)」では、やむを得ない事由として、次のような場合が想定されている。ただし、あくまでも例示なので、この他に保護救済すべき事例があれば柔軟に解釈する必要がある。

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ② 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいない場合

(ウ) 措置の内容

市町村は、必要に応じて、次のサービスを提供することができる。

種類	身体的要件
訪問介護 デイサービス	身体上又は精神上の障害があるために日常生活に支障があるもの
短期入所生活介護	養護者の疾病等の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた者
認知症対応型 共同生活介護	認知症の状態にあるために日常生活を営むのに支障があるもの
特別養護老人 ホームへの入所	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け取ることが困難な者

(エ) 主な流れ

手順	内容
① 発見	通報等によりケース発見
② 調査	保健師等の専門職が家庭訪問などにより実態を調査
③ 要介護認定	対象者が要介護認定を受けていない場合、市町村の職権で行う
④ 措置決定	②及び③に基づき措置決定
⑤ サービス提供	市町村が事業者に委託し、介護保険サービスの提供開始
⑥ 費用支弁	1割(利用者負担分)を市町村が措置費で支弁
⑦ 費用徴収	本人又は扶養義務者から、支払能力に応じて市町村が費用を徴収
⑧ やむを得ない 事由の解消	・特別養護老人ホームに入所したことで、虐待家族から離脱できた場合 ・成年後見制度の活用により、本人の意思で契約できる状態になった場合
⑨ 措置解除	措置は解除され、本人は通常の理由(契約によるサービス利用)に移行

(注) 群馬県「処遇困難ケース対応マニュアル」(平成16年3月発行)より引用し一部変更している。

成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業

(ア) 成年後見制度

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が不充分であるため、法律行為における意思決定が困難な者について、その生活全般にかかる必要な意思決定を、本人に代わって法的に代理や同意・取消をする権限を与えられた成年後見人等が行う制度である。判断能力が不充分のために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることができないように財産管理及び身上監護を行う。

○申立権者

申立は、本人の住所地の家庭裁判所に行う。

成年後見制度における申立権者は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人及び市町村長とされている。

○市町村長申立て

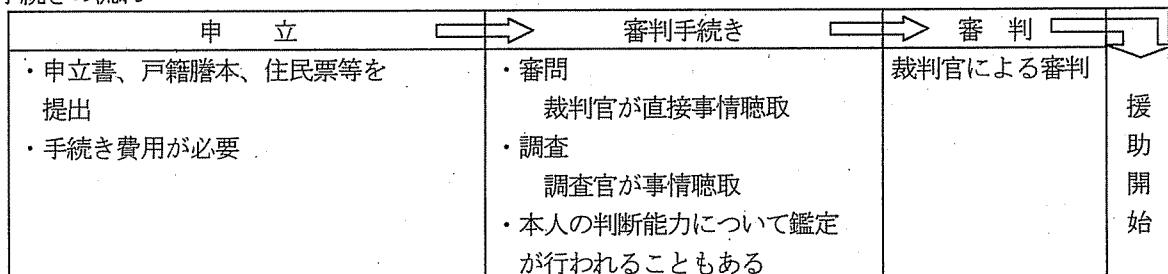
65歳以上の者、知的障害者、精神障害者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、市長村長は後見開始の審判等の請求ができると規定されている。

市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人に四親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあったり、親族等による財産等の侵害があるなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいう。

○援助者の種類

区分	本人の判断能力	援助者	備考
後見	ほとんどない	成年後見人	必要に応じて、複数の人や法人を援助者として選任することがある
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意 後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度である。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じる。		

○手続きの流れ



(イ) 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不充分な方の権利擁護に資することを目的として、それらの方が自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行うものである。本事業の実施主体は、各都道府県・指定都市社会福祉協議会である。実施にあたっては、その一部を基幹的な社会福祉協議会等に委託されおり、福井県の場合は四つの基幹的社会福祉協議会（福井市、勝山市、越前市、敦賀市）に委託している。

地域福祉権利擁護事業の担い手は、本事業の委託を受けた基幹的社会福祉協議会において雇用されている「専門員」と「生活支援員」である。

○専門員

専門員は、利用希望者あるいはその支援者からの相談を受け、本人と面接し、状況調査を行う。家族・親族や地域での支援の状況から本人がサービスを受ける必要性を確認し、本人の希望する援助内容、認知症や障害の程度、日常生活の様子や経済状況などを把握する。

その結果を踏まえて、支援計画を作成し、契約締結を行う。また、書類等の預かりサービスの手続きも行う。契約後も援助の適切さを検討しながら、新たな相談への対応も行う。

○生活支援員

生活支援員は専門員の指導のもと、契約書及び支援計画の内容に基づいて福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービスを実施する。定期的に、あるいは隨時に契約者宅を訪問したり、金融機関で日常生活に必要な金銭の払戻しや支払いなどを援助する。

○手続きの流れ

- | | |
|----------|-------------------------|
| ① 相談の受付 | 利用者が身近な社会福祉協議会に連絡をする |
| ② 訪問調査 | 専門員が自宅等を訪問し調査を行う |
| ③ 支援計画作成 | 専門員が②を基に支援計画を作成する |
| ④ 契約 | 利用者と社協で利用契約を締結する |
| ⑤ サービス開始 | 支援計画にそって生活支援員がサービスを提供する |

DV法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

(ア) 概要

配偶者からの暴力に対し、裁判所が保護命令を発することができる。

保護命令への違反は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となる。

(イ) 保護命令の内容

- ①被害者への接近の禁止(最長6ヶ月)
- ②住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止(最長2ヶ月)
- ③同居する子供への接近禁止(最長6ヶ月)

(注)埼玉県「高齢者虐待対応の手引き」(平成17年3月発行)より引用

精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

都道府県知事は、家族からの申請や警察官からの通報があった場合には、自傷他害のおそれのある精神障害者又はその疑いのある者に対して医師の診察や必要な保護(措置入院等)を行うことになっています(第23条、第24条、第27条)

III 高齢者虐待の予防

高齢者虐待の予防

高齢者虐待への対応には、高齢者虐待が起こらないようにするための「予防」についても取り組むことが必要である。

以下に、高齢者虐待発生予防のために必要と考えられる視点をあげておく。

(1) 住民の「高齢者虐待」に対する認識を高める。

虐待をしている者は、自覚がないまま高齢者を虐待していることがある。また、高齢者虐待は誰にでも起こりうる問題である。高齢者虐待を理解し身近な問題として認識することが必要であり、そのためには、高齢者の生活や介護、人権擁護、虐待について、住民への意識啓発を行うことが必要である。

その結果、地域の人々に「高齢者虐待を防いでいこう」という意識を持つてもらうことができ、高齢者への声かけや世話をhattたり、小さな変化に気づくなど、見守りのネットワークができることにもつながっていく。

(2) 高齢者虐待に気づくアンテナを高くする。

高齢者虐待に関する前に、介護相談として相談を受ける場合もありうる。高齢者や介護者が助けを求めた時の対応がうまくできず、問題が解決されないまま状況が悪化することもある。全ての相談で高齢者虐待を疑う必要はないが、相談を受ける中で気になることがあった場合には、丁寧に相談を受け訴えを整理することで、解決すべき真の問題が明らかになり、虐待につながることを防ぐこともできる。支援者がアンテナを高くし、気がついたことを大切にすることが必要である。

(3) 認知症高齢者への理解を深める。

認知症が高齢者虐待発生の要因になっていることも少なくない。認知症症状が出現すると高齢者本人も介護者も混乱するが多く介護負担が増すことにもなる。また、高齢者が虐待を訴えたとしても誤解ということもありうる。支援者や介護者、また地域住民が認知症やその治療、適切な介護方法等を理解し支援することで、介護負担軽減を図ることができ、ひいては高齢者虐待の発生を防ぐことにもなる。

(4) 介護者を加害者にしない。

高齢者虐待ケースの中には、熱心に介護している介護者が介護負担の大きさから虐待に及んでしまう場合もある。介護保険制度の中でサービスが普及してきても、様々なことを介護者に頼らざるを得ない現状がある。支援者、また介護者の周囲にいる者もそのような現状を理解し、頑張って介護を行っている介護者を虐待せざるを得ない状況にさせないよう心がけなければならない。

引用・参考文献 <順不同>

- 多々良紀夫：高齢者虐待－日本の現状と課題－、中央法規出版、2001
- 岡山県保健福祉部長寿社会対策課：岡山県高齢者虐待防止ガイドライン、2005
- 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会：家庭内における高齢者虐待に関する調査・報告書【概要版】、2004
- 横須賀市健康福祉部：横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第2版）～高齢者虐待かなと思ったら～、2004
- 東京都高齢者虐待を考える会とりまとめ部会：東京都高齢者虐待防止対応マニュアル（仮称）の策定に向けて 議論の中間のまとめ、2005
- 群馬県保健福祉部高齢政策課：処遇困難ケース対応マニュアル～やむを得ない事由による措置を中心として～、2004
- 大阪府健康福祉部高齢介護室：高齢者虐待防止に向けた体制整備のための手引き、2005
- 福井県介護支援専門員連絡協議会：平成16年度 福井県における在宅高齢者の諸問題に関する調査報告書、2005
- 東京都世田谷区：高齢者虐待対応マニュアル、2005
- 埼玉県：高齢者虐待対応の手引き、2005
- 北海道高齢者虐待防止のためのマニュアル等作成委員会：高齢者虐待対応支援マニュアル、2005
- 青森県：関係機関のための高齢者虐待防止・支援マニュアル、2005

—おわりに—

「マニュアルを作ってください」、「虐待に関わる事例集が欲しい」、「一人で抱えて困っています」、「介護者との関係をどのように持てばよいのか教えてください」、「どこに相談したらいいのか分かりません」……これは二年前の高齢者の虐待に関する一次調査で回答に協力していただいたケアマネジャーの生の声です。このハンドブック作成に関わったメンバーを動かしていた原動力は、まさにこの声に応えたいという意欲であったように思います。

毎月1回のペースで委員会を開き議論を重ね、ようやくここにハンドブックの完成を見ることができました。これもご協力をいただいた関係者の方々の熱意のたまものだと深く感謝しております。特に、福井県長寿福祉課の担当者の方にはご多忙の中熱心に支援をしていただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

今回のハンドブック作成に関しては、全国の先進的な取り組みを参考にさせていただいております。資料を提供していただいた方々にあらためてここにお礼を申し上げます。

まだまだ未熟なハンドブックではありますが、送付させていただきまして批評をお願いしたいと思います。また、これを機会に全国的なネットワークの一隅に加えていただければと希望しております。今後ともよろしくお願ひいたします。

在宅高齢者の諸問題に関する調査委員会

副委員長 田辺文夫

高齢者虐待マネジメントハンドブック

平成18年3月

作成 福井県介護支援専門員連絡協議会

在宅高齢者の諸問題に関する調査委員会

委員長 松山俊也

副委員長 田辺文夫

委員 丹尾由紀子 牧田操子 浅井智恵美

佐島利幸 中橋貴子 白崎恵美子 原田眞理子

村松みゆき 和田豊子 大久保健一 加藤初夫

福井県長寿福祉課 戸澤隆雄 谷口雅弘 杉井真由美

福井県二州健康福祉センター 上良まり子

〒910-0859

福井県福井市日之出3-9-8 (加藤産婦人科・内科医院内)

TEL: 0776-22-0660 FAX: 0776-22-0840

ホームページ: <http://www.h2.dion.ne.jp/~fkeamane>

E-mail:fukuiken_keamane@m6.dion.ne.jp